

第5回 竹原市子ども・子育て会議 議事録

平成26年9月29日（月）18：30～
竹原福祉会館2階 会議室

協議事項

(1) 竹原市子ども・子育て支援事業計画素案について ・事業量の見込みと確保方策

- 事務局 資料説明
資料1-1 竹原市子ども・子育て支援事業計画素案
資料1-2 竹原市事業量の見込みと確保方策
(説明：ジャパン総研)
- 会長 ただいまの説明した事項について、何か質問はございますか。
- A委員 病児病後児保育で定員を超えることはないということだが、実際、超えることもある。
- 事務局 目標量は年間で算出しているため、全体をならしてみると超えていない。確かに流行病などによって1日単位で定員を超えていることはある。
(説明：ジャパン総研)
- B委員 9ページの地域子ども・子育て支援事業について説明してほしい。
- 事務局 子育てに関して総合的な相談窓口を設けるもの。「子ども福祉室」で担い、1か所とさせていただいている。この事業に当てはまるわけではないが、現状では子育て支援センターで常時相談受付をしている。
(説明：ジャパン総研)

(2) 認定こども園・幼稚園及び
保育所の子ども・子育て新制度に関する意向調査について

- 事務局 資料説明
資料2 竹原市認定こども園・幼稚園・保育所の新制度移行に関する意向まとめ
○広報誌(案)のコピー
- 会長 ただいまの説明した事項について、何か質問はございますか。
- C委員 調査対象が6施設となっており、竹原西幼稚園は対象になっていないのではありませんか。こども園には移行するのか。
- 事務局 私立のみに実施しており、竹原西幼稚園は公立のため実施していない。今後の方針については、教育委員会との協議中である。
- D委員 私立の幼稚園・保育園と公立とのことだが、竹原市としては私立の方針を明確にしてから検討されるということなのか。
- 事務局 平成23年度に「幼児教育・保育のあり方検討委員会」を開催している。そこで、公立施設の今後の動向として方針をいただいている。公立施設については、順次こども園に移行していくことを期待するという答申をいただいている。
- D委員 公立に関しても、期待している。
- A委員 私立より遅いのは何か課題等があるからなのか。
- 事務局 新しい子ども園ともなると、教育委員会と福祉課のすりあわせが必要であり、すぐに移行とはいかない。職員の体制についても、教員と保育士なので順次移行していきたい。答申の中でもモデルケースとなるよう、両方の良いところを踏襲するよう方針が出されているので、そのように進めていきたい。
- A委員 慎重にいきたいということでしょうか。

- 事務局 はい。
- E委員 来年度の姿が見えないのは保護者にとっても不安なのではないか。期限を切って広報していくことや、施設の移行についても示していただくことで不安が和らぐ。はっきりとは難しいかもしれないが、できるだけ現状を早く伝えていただきたい。
- 事務局 速やかにというお話があり、本市もそのように考えているが、中身が決まっていないので難しい。公定価格においても消費税が10%になるなかで負担をどうするかが課題となってくる。今後、聖愛幼稚園さん等とも話して決めていきたい。
- 副会長 通っている子ども達や保護者にとっては現状とあまり変わらない。幼稚園、保育所ともに従来どおり利用でき、どちらかというところ施設の問題。認定こども園になったら、幼稚園と保育園の機能のあるものができるので利用しやすいということ。
- 事務局 参考資料としてお出ししている広報の原稿について、利用についての流れがある。大きく変わるのには特にない。1号、2号、3号認定という利用者の区分において、今までとは変わっているものだと考えているが、できるだけ保護者の申請の負担のないようにはしていきたい。書類が変わるだけで、何回も来る必要のないようにしたい。大きく変わるのは事業者であり、質の向上と考えているのでよろしくお願ひしたい。
- A委員 2号認定の“こども園・保育所”、3号認定の“こども園・保育所”と別々の表記となっているが、施設が分離しているかのように見える。
- 事務局 認定が3種類あるということであり、施設が分けられるということではない。

(3) その他

- 事務局 資料説明
○竹原市で『育みたい子ども像』について（アンケート）
（説明：ジャパン総研）

- 会長 ただいまの説明した事項について、何か質問はございますか。
- E委員 少し戻った質問になるが、教育を選ぶ際、幼稚園と認定こども園は、質は同じなのか。金額は違ってくるのか。
- 事務局 教育標準時間は保育所と保育が必要なお子さんも同じ保育室にいるので同一な教育を受けることになる。教育要領について、新しいこども園については保育園と両方の指針となるよう国が定めているのでそれに沿うことになる。
- 会長 その他、全体を通しての質問はあるか。
- F委員 今から何がどのように変わるのかの説明が不足しているように感じる。幼保連携型の認識が保護者は低いので、説明をきちんと何度もしてほしい。
- 事務局 今回10月に広報を出すことになっている。これでも不十分ということもあるので、今後も周知を考えていきたい。
- 副会長 すくすくジャパンの国からの資料は各家庭に配布されるか。このダイジェスト版をつくるなどしてはどうか。比較的詳しい説明が書いてある。間もなく県でもダイジェスト版をつくる。それらと合わせて広報を考えていただきたい。
- 事務局 県がガイドを作成しており10月中と聞いている。お子さんがおられる世帯に全戸配布すると説明会で聞いている。それでも十分でないかもしれないので、他の施策と合わせて周知していく。
- 副会長 1号、2号など、何が違うと思われるが、それぞれ一つのクラスで保育をする。4時間で帰る、8時間で帰るというお子さんがいるということ。園の側としても教育保育の体系を見直して差がないようにやっていかないといけないと考えている。認定こども園としての教育保育の指針が出ているのでそれを基に組み立てていく。時間は保護者が選ぶ。
- 会長 意見をまとめ
- ・1点目については、私立と公立の問題。公立の幼稚園のこども園への移行の状況が不透明である。これについては、教育委員会と福祉課の問題、資格免許の問題があり、なかなか進まないという状況だが、慎重に今後検討すると

ということだったかと思う。

- 2点目は、保護者にどのように情報を伝えていけばよいのかということ。期限等を区切って、各園がどのように進めていくのかを説明した方がいいのではという意見ではあったが、国の消費税など不透明であり、詳しい説明がしにくい。利用者にとってはとりわけ大きな変化はないので心配しないでほしいという説明も加えて、情報を伝えることになると思う。
- 3点目は、利用者の方に向けて、国のパンフレットもあるが、県が配布するパンフレットによって10月以降に周知していきたいということであった。説明がしづらいということもあったが、利用者にとっては不安なので、説明が必要であるということ。

以上